

平成31年（ラ）第48号

伊方原発3号機運転差止仮処分命令即時抗告事件

抗告人



相手方 四国電株式会社

## 抗告理由書3－補充書4

令和元年10月15日

広島高等裁判所第四部 御中

抗告人代理人弁護士 中 村

覚



同 河 合 弘 之

之



代

### 1 相手方がプレゼンで突然出してきた二つの図面

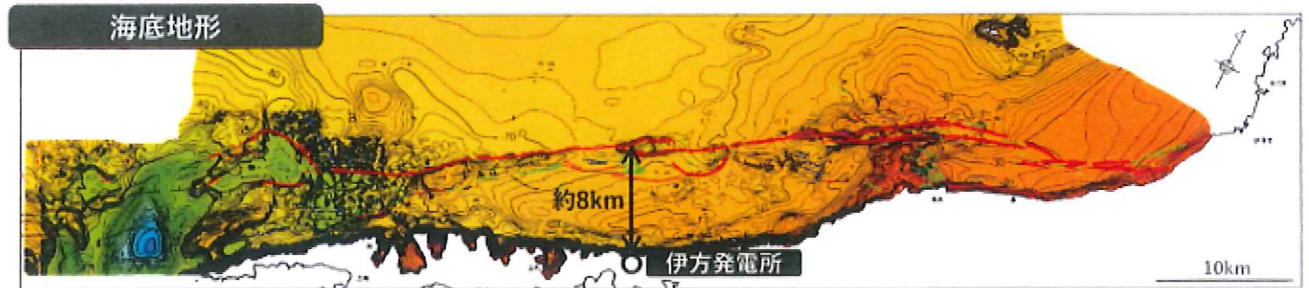
相手方は、本抗告審の第1回審尋期日に行われたプレゼンテーションの説明資料として、「伊方発電所における中央構造線断層帯の評価について」を提出し、その中には以下の二つの図面が含まれていた。

① 海底地形図（73頁）

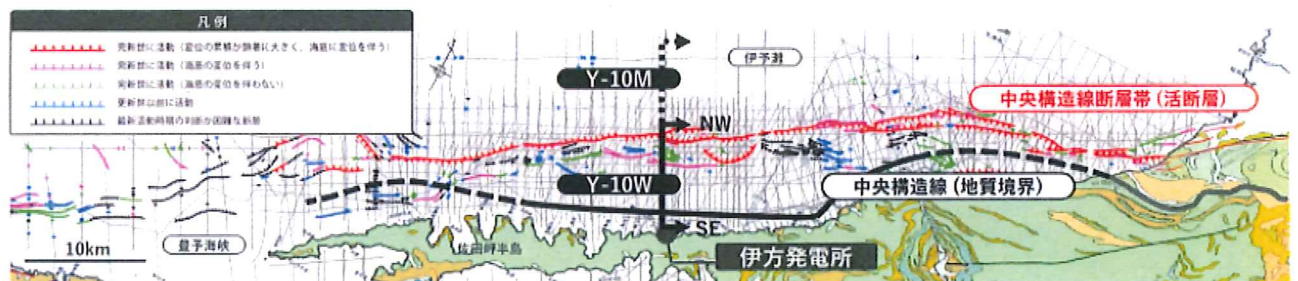
② 地質境界の位置（63頁）

これらの二つの図面は、後述するとおり、佐田岬半島北部沿岸における活断層の有無について、相手方が従前行ってきたと主張する調査が極めて不十分なものであったことを示すものである。まず議論の前提として、活断層調査における計画立案の重要性を確認しておく。

① 海底地形図（73頁）



② 地質境界の位置（63頁）



2 活断層調査における調査計画の重要性

活断層の調査については、明確な調査目的のもとに、どの場所を、どのような方法で調査するのかという調査計画の立案が極めて重要である。

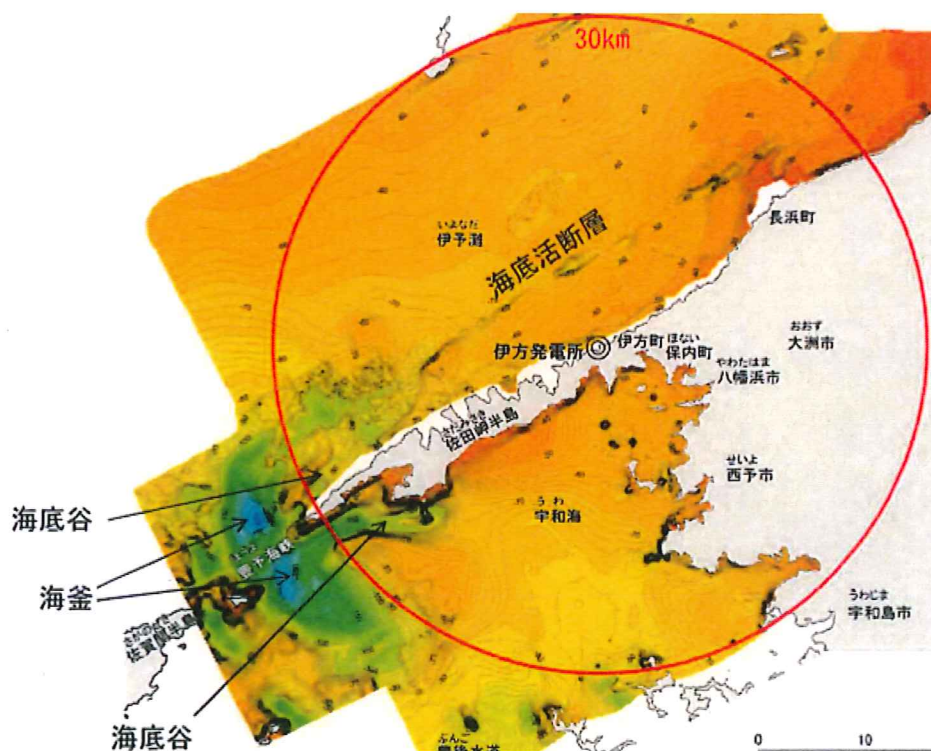
活断層の専門家である鈴木康弘名古屋大学教授は、その著書「原発と活断層」の中で、以下のとおり指摘している。

「一般に、活断層調査の成否は調査計画次第であり、その立案には高度な専門性が要求される。ほんの数メートル掘る位置を間違えただけで活断層を見逃しかねない。高度な専門性と積極的なスタンスがなければ、決して活断層の証拠を確認することはできない。また、調査結果は検証されるべきものであるが、これまでは一般公開されることはほとんどなく、都合の悪い外部意見には対応しなかった。」（「原発と活断層」・甲1036号証30頁）。

3 乙126は海底谷の調査資料である

プレゼンの資料「伊方発電所における中央構造線断層帯の評価について」73頁の一番上の図面「海底地形図」には、本件敷地前面を含む佐田岬半島北部沿岸の海底について、等深線のある海底地形が書き込まれている（但し沿岸のごく近傍は太い黒線となっており不鮮明）。

他方、相手方作成の平成26年10月1日付け「伊方発電所現地調査コメント回答（海底谷の音波探査記録について）」（乙126）の2頁「敷地周辺の海底地形図」には、佐田岬半島北部沿岸は、白地になっている。



そこで当然疑問となるのは、何故相手方は佐田岬半島北部沿岸の音波探査をしたと主張していながら、乙126のような沿岸を白地にした図面を規制委員会に提出したのか、また何故規制委員会はこのような図面を了承したのかであるが、それは抗告人が従前主張してきたとおり、乙126は、海底谷を調査した資料であり、佐田岬

半島沿岸部の活断層を調査した資料ではないからである。

すなわち、乙 1 2 6 は、相手方が規制委員会からの指摘に答える目的で、海底谷の位置、広さ、形状、形成された原因等を説明した資料であり、乙 1 2 6 の作成に当たって相手方が行った海底音波探査とこれに基づいて作成された海底地形図も、海底谷を説明するのに必要なものに限られている。

したがって、乙 1 2 6 を規制委員会に提出したことによって、佐田岬半島沿岸に活断層が存在しないことを規制委員会も了承したという相手方の主張は誤りである。

#### 4 地質境界としての中央構造線が活断層であるかの調査はされていない

まず、地震本部の中央構造線断層帯長期評価（第二版）（甲 9 7 3）の内容を確認しておく。

「中央構造線そのものの活動に伴う断層についても検討しておく。この点で別府重点調査の成果は重要である。H側線ならびに大野川側線の反射法断面には、三波川帯と領家帯上面の接合部より浅部の中央構造線の上盤に位置する別府湾充填新規堆積層内にも強い変形が認められる。また、中央構造線直近でかつ中央構造線と同一方向の佐賀関断層もC級ではあるが活断層である。これらのことから三波川帯と領家帯上面の接合部以浅の中央構造線も活断層である可能性を考慮に入れておくことが必要と考えられる。伊予灘南縁、佐田岬半島沿岸の中央構造線については現在までのところ探査がなされていないために活断層と認定されていない。今後の詳細な調査が求められる。」（31頁）。

地震本部が「詳細な調査」を求めているのは、佐田岬半島沿岸について、三波川帯と領家帯上面の接合部以浅の中央構造線が、活断

層であるか否かの調査であるが、そのような調査はこれまで行われていない。

そもそも乙126作成当時の調査は、中央構造線断層帯長期評価（第二版）が出される前に行われた調査であり、相手方には、地質境界としての中央構造線が活断層ではないかという問題意識はなかった。

そのことは、乙126を含めて、相手方の調査資料のどこを見ても、地質境界としての中央構造線の位置を示す記載が全くないことから明らかである。

一方相手方は、今回のプレゼンで、突然地質境界としての中央構造線の位置を示す図面を提出した（前記プレゼン資料63頁）。しかし、相手方は、原審での審理を含めて、これまでこうした地質境界としての中央構造線の位置を示したことは全くなかった。

したがって、乙126の調査を含めて、相手方がこれまで佐田岬半島北部沿岸について行った調査において、地質境界としての中央構造線の位置を踏まえて、これが活断層であるか否かを確認する調査は一切されていない。

## 5 原決定の誤り

原決定は、奥村教授、山崎教授らの意見を根拠として、中央構造線長期評価（第二版）の上記結論を、否定している（178頁）。

しかし、佐田岬半島には、本件原発が存在しており、原発の立地、再稼働に当たって周辺の活断層調査が行われるのは公知の事実である。それを承知の上で、あえて地震本部が、「現在までのところ探査がなされていない」、「今後の詳細な調査が求められる」としたのは、前述した地質境界としての中央構造線に焦点を当てて、これが活断層であることを示す証拠の有無を確認する調査が行われて



いないことを述べたものである。

したがって、地震本部の結論を否定した原決定の判断は誤りである。

## 6 不都合な事実が隠ぺいされている疑い

佐田岬半島北部沿岸に関する海上保安庁の海底地形図には、いくつかのリニアメントが認められる（甲1057）。

すなわち、黒く太い線に見える箇所は、等深線が狭まっている箇所であり、急に深くなっている箇所である。一般的に、こうした形状が直線的に見られる箇所は、活断層による地形の変動をうかがわせるリニアメントであり、海上保安庁の海底地形図に認められるこれらの箇所も活断層の存在の可能性を示すものである。



相手方の音波調査は、海上保安庁の調査よりも精度が高いため、これらのリニアメントをより正確に把握していたと思われる。しかし、こうしてリニアメントの存在を示す海底地形図は公開されておらず、地質境界としての中央構造線が、活断層であることを示す兆候を、相手方があえて隠ぺいした疑いがある。

## 7 まとめ

本件原発の安全性を確認するためには、地震本部の中央構造線断層帯長期評価（第二版）を踏まえて、佐田岬半島北部沿岸で、地質境界として中央構造線が活断層であるかの調査をすることが必要である。

この調査は、地震本部が主導して、活断層の専門家も参加し、地質境界としての中央構造線の活断層性に焦点を当てた綿密な調査計画を立案した上で、実施されなければならない。

しかし、現在までそのような調査は実施されていない。

したがって、佐田岬半島北部沿岸に存在する地質境界としての中央構造線が活断層ではないことは現座まで確認されていないから、本件原発の安全性を検討する上では、地質境界としての中央構造線は活断層として評価されなければならない。